

令和6年度の対策方針

情報保護対策の徹底

○情報に関する点検強化月間の実施

毎月15日に実施している「情報に関する点検表」による点検が形骸化することなく継続的に実効性のあるものとしていくため、今年度も8月及び2月を「情報に関する点検強化月間」とし、情報保護対策に取り組む。

○機密情報の漏えい等に係るヒアリングの実施

機密情報の漏えい等の発生について、要配慮個人情報等の重大性や発生件数を考慮してヒアリングを実施し、事件の背景や再発防止策の実施状況等を確認する。

職員の意識向上とルールの徹底

○各所属における継続的な意識啓発や職場内研修の実施

情報保護のためには職員の意識を高めることが重要であるため、引き続き所属における意識啓発や研修を実施する。

○支給以外の端末等の業務等への利用の点検

所属から支給されていない端末等を、市のネットワークへ接続し、又は業務へ利用する場合の事前許可の点検を行い、同端末等の適正利用を意識付けします。

○取組事例の共有

他の組織等で実践されている、効果的と考えられる取組みについて、新たに導入することを検討する。

- ・ 障害福祉業務における誤交付・誤送付の取組み

継続的かつ着実な情報保護対策の実施

○課・公所ごとの情報保護対策の実施

○啓発ちらしの配布・掲示

○研修(所属別研修を含む。)

○電子情報保護対策

○各職場単位での自己点検(点検表など)

○新規稼動する(変更を含む。)情報システムの点検

○システム監査

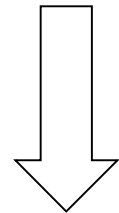
○情報保護アドバイザーからの意見聴取

○局区等情報保護委員会による実地調査の実施

○受託者等に対する指揮監督の徹底(実地確認を含む。)

資料 6

着実に実施

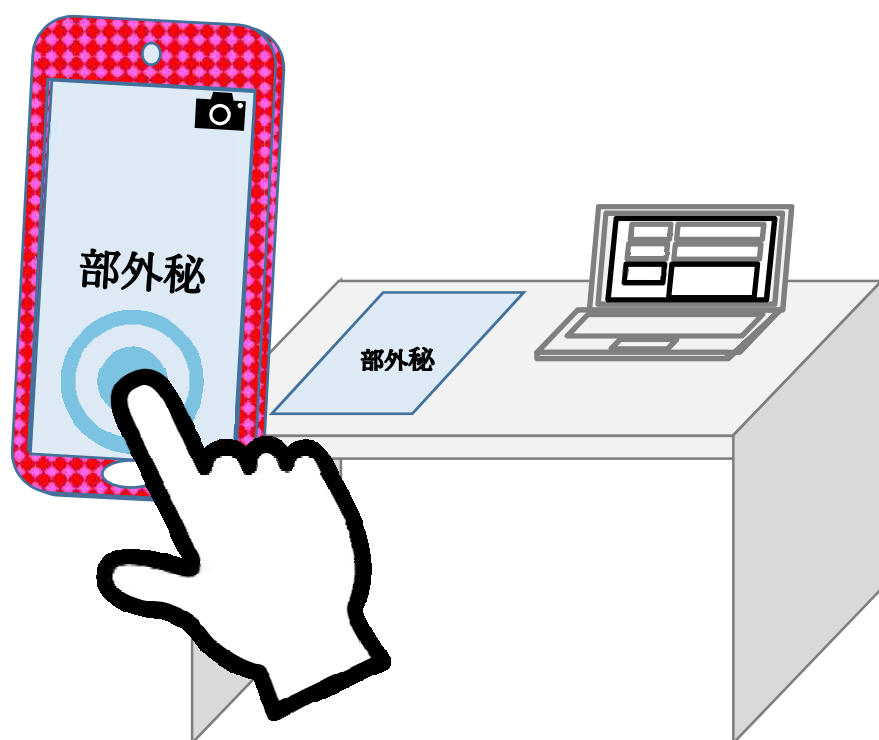


点検・改善

機密情報漏えい事件の発生状況等の情報提供

注意喚起を行い、再発防止策を共有するためにも、機密情報漏えい事件の発生状況及びその再発防止策を適宜、各局室区等に情報提供する。

その個人スマホ 使い方は大丈夫？



- 所属から支給されていない端末等（パソコン、モバイル端末及び記録媒体）を業務に利用することは原則できません。
- 利用する場合は一定の条件を満たすことと所属長の許可が必要です。